

信用金庫法施行規則第百八条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件（平成十八年金融庁告示第九十二号）

改正案	現行
<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百八条に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 <u>保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等</u></p>	<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百八条に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p>